

○村山市総合計画策定審議会条例

(平成14年3月28日条例第1号)

改正 平成15年3月19日条例第2号 平成16年3月2日条例第2号
平成19年3月23日条例第4号 平成22年3月29日条例第1号
平成25年10月16日条例第26号

(設置)

第1条 市長の附属機関として、村山市総合計画策定審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、総合的かつ計画的な行政の運営を図るための新たな基本構想及び基本計画の策定及び変更について調査、審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 各種団体の推薦する者
- (2) 市長が適當と認める者

一部改正 平成15年条例2号

(委員の任期)

第4条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、市長が招集する。

2 会長は、審議会の議長となる。

3 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 第2条の所掌事務を分掌させる必要があるときは、審議会に部会を置くことができる。

(意見の聴取等)

第8条 会長は、必要があると認めたときは、市民を対象とした意見交換会を開催し、又は委員以外の者を会議に出席させ、意見を聞くことができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、政策推進課において処理する。

一部改正 平成16年条例2号・19年4号・22年1号・25年26号

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 村山市開発審議会条例(昭和46年村山市条例第20号)は、廃止する。
- 3 村山市特別職に属する者の給与等に関する条例(昭和32年村山市条例第23号)の一部を次のように改正する。
(次のように略)

附 則(平成15年3月19日条例第2号)

この条例は、平成15年11月1日から施行する。

附 則(平成16年3月2日条例第2号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月23日条例第4号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月29日条例第1号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成25年10月16日条例第26号)

この条例は、平成25年11月1日から施行する。